発明の分類、発明の成立過程(原理)を考えた特許発明の 均等論を含む技術的範囲、特許侵害訴訟等の考察

-構造的及び手続的視点から

影山法律特許事務所

弁護士・弁理士 影 山 光太郎

目 次

- 1. 発明の意味、分類、成立過程、特許請求の範囲
 - (1.1) 発明の意味
 - (1.2) 発明の分類(本見解1)
 - (1.3) 発明の成立過程(本見解2)
 - (1.4) 本見解の合理性
 - (1.5) 特許請求の範囲
- 2. 原理とその利用のし方に基づく技術、発明、特許化の解明
- 3. 原理とその利用のし方の異同
 - (3.1) 解明すべき原理・利用のし方を見る視点
 - (3.2) 原理自体
 - (3.3) 原理の利用
- 4. 特許法の構成-権利の成立・実行
- 5. 構成要件分説説
 - (5.1) 意味と問題点・対処
 - (5.2) 具体例での検討
- 6. 発明の特定(要旨)、特許要件と技術的範囲
 - (6.1) 要旨と特許性(特許要件)と技術的範囲
 - (6.2) 要旨と進歩性と技術的範囲の関係
 - (6.3) 要旨認定と技術的範囲の解釈に齟齬が生ずるケース
- 7. 特許法(特別法・設権法)と民法(一般法・調整法)
 - (7.1) 特許法と民法の適用関係
 - (7.2) 特許請求の範囲(クレーム)の解釈
 - (7.3) 権利行使にあたっての立証責任
- 8. 特許侵害訴訟手続と立証責任
- 9. 特許侵害訴訟の判例
 - (9.1) 東京地判平成 26 年 7 月 10 日
 - (9.2) 知財高判平成 28年3月30日と補言
 - (9.3) 大阪地判平成 20 年 3 月 3 日
- 10. 均等論
 - (10.1) 均等の成立を認める要件とその立証責任
 - (10.2) 均等の成立要件の原理・その利用のし方からの解明
 - (10.3) 原理・利用の観点に基づく他説との比較検討
 - (10.4) 米国とヨーロッパにおける均等論適用の状況
 - (10.5) 均等論についてのまとめと補言
- 11. 利用関係
 - (11.1) 概要
 - (11.2) 原理・その利用との関係
 - (11.3) 判例
- 12. 本稿のあとがき

本稿は、筆者がつとに主張する発明の分類(物体系・物質系)(「本見解1」という)及び発明の成立過程(原理の重視)(「本見解2」という)を考え、A.技術から生ずる、B.発明の、C.特許化への進展の中で、これらに共通して原理とその利用のし方に着目して解明を行う。そして、構成要件分説説の問題点の対処を基礎に、特に均等論を含む技術的範囲の解釈、さらには特許侵害訴訟手続における立証責任等について、いわば構造的及び手続的視点からの考察するものである。

1. 発明の意味、分類、成立過程、特許請求の範囲

上記は、筆者の論文、著作(一例として、p.2、5参照)において、度々述べたところであるが、本稿を論ずるにあたって出発点となるため、簡潔に繰り返す。

(1.1) 発明の意味

(1) 発明の定義

特許法第2条1項は、発明について、次のように定義する。

上記のうち、自然法則は、自然界における法則、すなわち典型的には物理と化学の原理である。

a、b、cは行為である。bは、いわば内心の行為といえる。したがって、発明は行為である。aのうち、 a_1 は対象(事実)(客観)、 a_2 は行為(主観)である。dは、実用新案法における考案に比し、高度であることを示すもので、本稿では問わない。

私見は、上記のうち、a₁ (原理) が発明のエッセンスであり、客観的事実であるところから、これに着目する。

(2) 自然法則(原理)

「原理」は、一応のもので足り、範囲は柔軟に解し、かつレベルは極く基本的、例えば、高校初級または中学上級での物理と化学の基礎程度で足りるであろう(または、基本的に、その程度の素養に基づいて、必要により学習することにより理解できる程度と考えてよい)。実務でいう「技術常識」は、一般に知られた「原理とその利用のし方」の集積の面がある。技術常識を認める視点は、「当業者」、すなわちその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者である。当業者の当該分野における技術レベルと、一般に上記原理(科学)を理解する能力とは、視点も異なり、矛盾しない。もとより、複数の原理の組み合わせでもよい。

「自然法則」は日常的には用いられないことばであるが、特許法に規定された法規範であるので、この解釈をし、事案への適用を考えなければならない。

なお、実験による発明では、原理に代えて「再現性ある現象」(実験条件、成果物)の提示で足りる。これらについて詳しくは拙著『発明/共同発明の成立と共同発明者の認定から処遇へ -一般・実験・共同発明の場合の発明者認定と共同発明者間の寄与割合算定の基準・手順-』(2012年、 経済産業調査会)を参照いただきたい。

再現性ある現象についても原理と同様に考えられる。

また、出願時に原理が分かり難く、再現性ある現象を用いて特許が取得されたとしても、 その後侵害が問題となる時までに分かった原理を用いて特許請求の範囲(クレーム)の解釈な どを行うことは有効である。 発明の分類、発明の成立過程(原理)を考えた特許発明の均等論を含む技術的範囲、特許侵害訴訟等の考察 - 構造的及び手続的視点から

(1.2) 発明の分類(本見解1)

(1) 物体系の発明と物質系の発明

発明について、物体系の発明と物質系の発明に分類しうるが、これは、発明のあらわれ方(いわば外観、性質)から、分類する視点による。

物体系の発明は、物の形状、物理的な構造、回路等のような組み合わせ(外観)に着且した ものである。物質系の発明は、利用する物の性質(物性)(物の変化を含む)に着目したもので ある。生成物が化合物の場合の他に混合物の場合もある。

物体系と物質系の発明については、特徴的な構成要素につき考える。物体系・物質系の分類は、技術的思想の創作(p.2(1)参照)に基づくものと考えられる。

物体系では、その外観などから、原理やモデルを五官で覚知しやすく、また原理も考えやすいことが多いなどのため、発明の成立段階(後出(!3)本見解2)が典型的にあてはまる。これに対し、物質系では、原理が分からない、または分かり難く、実験によって発明がなされることが多い。

(2) 事例

① 例として、次の図1のように、簡単な技術のケースで考える。矢印 (>>) 方向から加わる力を支えるために、(i)従来技術では支えの強度が足りない場合、(ii)支えの材料の強度を高める方式と、(iii)力の先方の位置に脚部を設け荷重のかかり方を分散する方式が思いつかれる。

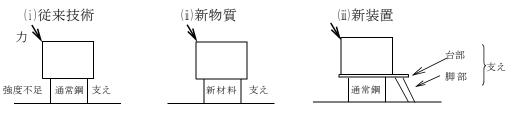


図1 新物質(物質系)と新装置(物体系)の発明

(ii)の支えは、通常鋼より強度を高めた合金(新材料)とする。(iii)では支えを台部と脚部を組み合わせた、あるいは(iii)のような形状の装置として荷重を分散して支える。(ii)が物質系であり、(iii)が物体系である。

② 機械分野、建設分野の発明は物体系が多く、化学分野の発明は物質系である²。電気分野では、例えば、(i)回路等に関するものは物体系であり、(i)半導体・磁性体等の物性に着目するものは物質系と考えられる。次に述べる飛行機の発明は、基本的に、機械分野の物体系の発明といえる。物体系と物質系の混じた発明もある。

(1.3) 発明の成立過程(本見解2)

飛行機(飛行機という名称が存在しないとすると、「人を乗せて空を飛ぶための装置」など)を発明するケースでは、次のように考えられる。

¹ 高橋淳『職務発明規定変更及び相当対価算定の法律実務』(2014)では、「発明の分類方法については、 影山が指摘するとおり、物体系・物質系という基準がより適切である」とする(同書p.51)。

² 機械分野の発明でも、例えば、エンジン(原動機)では、本体、付属装置(弁、点火栓等)を含めた形状、 構造としては物体系であるが、本体の材質(特殊鋼)については物質系である。